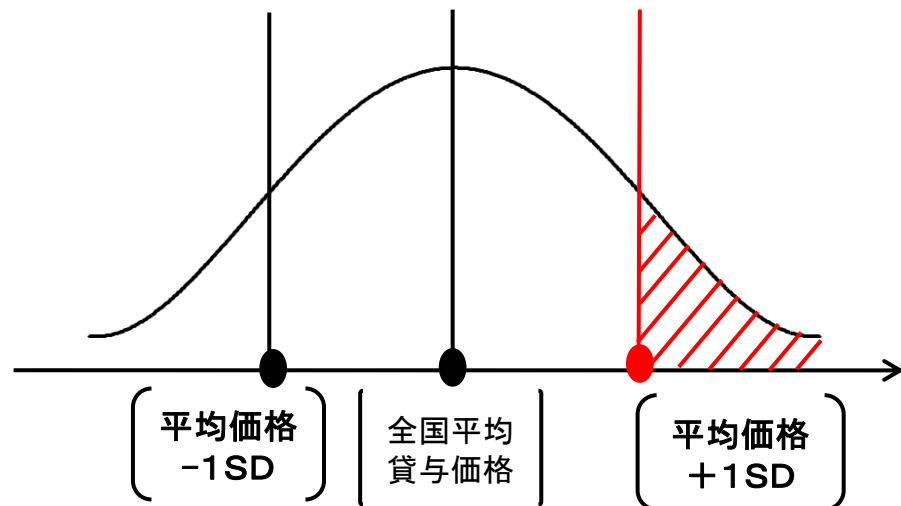


福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の手配
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね 3 か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3 ヶ月に 1 度の頻度で公表、既に設定されている商品は 3 年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は 1 年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和 3 年度より 3 年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね 6 ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)



上限価格が設定されている商品数

○ 4,706商品（令和 7 年月 4 月 1 日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和6年7月	53(新商品)	令和7年1月
令和6年10月	74(新商品)	令和7年4月
令和7年1月	62(新商品)	令和7年7月
令和7年4月	65(新商品)	令和7年10月